

第9回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15年 3月 11日午後 1時 30分 招集
- 2.平成 15年 3月 11日午後 1時 30分 開会
- 3.平成 15年 3月 11日午後 3時 10分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	笹 原 瑞 穂
4 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	大 塚 友 光
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 明
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 吾
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信 子
25 番	産 山 村	井 工 ミ 子
26 番	産 山 村	渡 辺 裕 文
27 番	産 山 村	井 信 也
28 番	波 野 村	市 原 新
29 番	波 野 村	志 賀 安 男
30 番	波 野 村	水 野 日 出 男
31 番	波 野 村	後 藤 新 一
32 番	波 野 村	阿 南 洋
33 番	波 野 村	市 原 正 次
34 番	波 野 村	岩 下 利 明
35 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
36 番	波 野 村	大 塚 國 勝

37 番 振興局 岩下直昭
欠席議員

16 番 阿蘇町 丸山信義

7. 説明のため出席した者の職氏名
無し

8. 職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 俊彦
局員	井 八夫		井野 孝文
	高藤 裕樹		今村 清信
	井 利則		高橋 祐一
	坂口 英明		

9. 議事日程

(1) 協議事項

協議第 14-2 (継続) 納税組合・各種奨励金の取扱いについて
協議第 15 (継続) 姉妹都市の取扱いについて
協議第 16 (継続) 国際交流事業の取扱いについて
協議第 18 新市建設計画について(将来ビジョン)
協議第 19 投票区の見直し・開票所の選定について
協議第 20 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
協議第 21 学校教育関係の取扱いについて

(2) 提案事項

提案第 1 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)
提案第 2 一般職員の身分の取扱いについて
提案第 3 特別職等の身分の取扱いについて
提案第 4 事務機構及び組織の取扱いについて
提案第 5 消防団の取扱いについて
提案第 6 人権教育・同和対策事業の取扱いについて
提案第 7 保育事業の取扱いについて
提案第 8 その他の福祉事業の取扱いについて(社会福祉協議会等)
提案第 8-2 その他の福祉事業の取扱いについて(敬老会等)

(3) その他

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) 皆さんこんにちは。定刻を少々過ぎましたが、ただ今から第 9 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております会次第に従いまして進行させていただきます。なお前回ご要望いただきましたテーブルが狭すぎることにつきましては、今回まだ改善されておりませんが、どうぞお許しいただきたいと思っております。なお本日の会議は、まだご出席でない方がいらっしゃいますけれども、ただ今定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。それではまず最初に河崎会長がご挨拶申し上げます。

日程第 2 あいさつ

河崎会長

会長（河崎敦夫） どうもこんにちは。春は名のみではございませんが、春というのに本当に寒い日が続いております。今日はそれぞれの町村におきましては、3月定例議会等々を含めまして、且つまた小中学校の卒業式もそれぞれの町村であったようでございます。ご多忙の中に、全員じゃないか、1人欠席、どこの町村か知りませんが、1人欠席のようでございますが本堂にご参集いただきまして有難うございます。さて当中部4町村の合併協議会も年度末会議となったわけでございますが、今までの会議におきましては、協定項目45の項目中に本項目6項目、そして関連項目が5項目の承認は一応受けまして、まだまだ本格的にこれから調整審議をしていかなければならないとこのように思っております。各町村におかれましては、県議選あるいは町村議員選挙とご多忙だと思いますけど、合併特例法の期限までにいわゆる新しいまちの建設に向けて万全な体制づくりをすることが、我々に与えられた大きな使命であろうかこのように思っております。本日は、第9回の協議会の審議項目7議案と提案項目9議案を審議していただくことになるわけでございますが、どうぞよろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。それでは続きまして、当協議会の顧問であります阿蘇地域振興局の岩下局長様よりご挨拶をいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長（岩下直昭） どうも皆さん、こんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。ただ今会長からお話ございましたとおり今日は、第9回目の協議会でございます。本年度最後の協議会というわけでございます。本日は、前回から継続審議となっております納税組合、そして各種奨励金の取扱いをはじめとしまして、新市の建設計画に関する将来ビジョン等についてもご審議をいただくことになっております。熱心なご議論を期待するところでございます。

県内の状況についてでございますが、ご承知かと思いますが、南阿蘇3村におきましては、先日最後の任意協議会が開かれまして、合併後の新しい自治体を村でいくということが決定したところでございます。来月4月1日には、法定協議会を設立し、新しい村の建設計画に沿って、それから合併協定項目の調整等が行われていくことになるわけでございます。また田浦、芦北両町でも来月1日に法定協議会が設置されることになっております。そういうわけで、来年度になりますと県内各地の合併協議会におきまして、これまで以上に具体的な合併の議論が展開されるのではないかと考えておるところでございます。続きまして、県の最近の状況につきまして、財政状況等を踏まえながら若干ご説明させていただきたいと思いますが、現在平成15年2月県議会が開催されているところでございますが、当初予算につきましては、予算規模で前年度比の3.4パーセントということで、7,652億円という金額になっております。これは、ピークでありました平成12年の8,445億円からしますと約800億円の減少になっておりまして、平成13、14、15と3年連続の減少でございます。また県税におきましては、8.5パーセントということで、金額では1,285億円でございますが、これもピーク平成13年度の1,541億円から大きくダウンしておるわけでございます。そういう財政の厳しい中にはございますが、県におきましては、必近の重要課題としまして、雇用創出、そして有明海・八代海の再生、そして県の総合計画の中で21世紀への挑戦プロジェクトというプロジェクトを定めておりますが、そのプロジェクトの推進に弾みをつける施策としまして、「ゆとり創造ファミリープラン」そして「新幹線を活かした熊本づくりプラン」そして「ありのまま熊本再発見プラン」、「交通渋滞の解消プラン」最後に「緑の財産づくりプラン」こういう特定の弾みをつける事業に重点的効果的に配分していくことになっております。その他の重点関連施策としましては、市町村合併の支援も当然のことながら掲げられているわけでございます。

今後、県事業の優先的採択につきましては、市町村合併に関係するものに特可されていくとい

うふうに考えておりますので、新しい市の建設計画を策定されていく中で十分ご議論いただければというふうに思っておるところでございます。始まりにあたりましてご挨拶にかえさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。

それでは早速会議に移らせていただきますが、毎回のお願いでございますけれども、本、合併協議会は、時代をつくるといいますか、歴史を変えるような重要な会議でございます、議事録を執らせていただいておりますが、現在の議事録はすべてテープ起こしを外注で発注しております。

従いまして、この会議の状況を知らない方がテープを起こします関係で、どうぞご発言にあたりましては、マイクが回りまして後に町村名とお名前を告げられた後にご発言いただきますようよろしくお願ひいたします。それでは議事の進行につきましては、河崎会長によるしくお願ひいたします。

日程第 3 会議録署名委員の指名について

会長（河崎敦夫） それでは早速会議を始めさせていただきます。

会議録の署名委員に、産山村の市原委員さん、それから波野村の阿南委員さんにお願ひいたしたいと思います。

日程第 4 会期の決定について

会長（河崎敦夫） 続きまして、会期の決定でございますが、会期は、本日一日としたいと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 異議なしということで、会期につきましては、本日一日といたします。

次に議題に入らせていただきますが、初めに前回新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関しまして、小委員会で協議するということで了解をいただいたわけでございますが、各町村から委員の推薦がありましたのでご紹介させていただきますが、まず事務局がそれぞれ各町村紹介させていただきますと思ひます。

合併推進協議会事務局次長（大塚） それでは私の方からご紹介させていただきます。お手元に小委員会の名簿をお配りしております。A4 判の 1 枚紙でございます。それを合わせてご覧いただきたいと思ひます。

一の宮町から笹原瑞穂委員さん、宮崎昭光委員さん、志賀聡雄委員さんです。阿蘇町からは、松永 勲委員さん、高藤拓雄委員さん、松村勝美委員さんです。産山村からは、井正明委員さん、井武也委員さん、井正吾委員さんです。波野村からは、水野日出男委員さん、後藤新一委員さん、市原正次委員さんです。

以上の委員さんにはよろしくお願ひいたします。

会長（河崎敦夫） 小委員会の所掌事項は、大変難しい課題ばかりでございますが、各委員さんにおかれましては、小委員会における調査審議等についてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

大変苦労かけます。

日程第 5 議題(1) 協議事項第 14 号の 2（継続） 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次に前回からの調整事項について、事務局からの説明をお願ひいたします。

事務局次長（大塚） それでは最初に継続協議等についてご説明させていただきます。

継続協議につきましては、前回から 3 点ございました。協議会の会議次第の 1 行をご覧いただ

きたいと思います。

1 ページ目になります。協議第 14 号の 2 で納税組合・各種奨励金の取扱いについて、それと協議第 15 号の姉妹都市の取扱いについて、協議第 16 号の国際交流事業の取扱いについて、この 3 つが継続協議ということで、前回から引き継いでおります。

まず納税組合・各種奨励金の取扱いについてでございますけども、納税組合につきましては、4 町村とも前回ほぼ原案とおりということでしたけれども、全期前納報奨金につきましては、阿蘇町の方から廃止したほうが良いのではないかという意見がございました。それで、まず納税組合・各種奨励金の取扱いの関係で、その点について再度ご意見をお伺いしたいと考えております。阿蘇町の方からよろしければご意見をいただけませんかでしょうか。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。阿蘇町のご提案をさせていただきたいと思っておりますけども納税組合についてでございますが、税の公平性を考えた時に、組合加入者と未加入者では不公平感があることをそれぞれの組合、阿蘇町では現在 22 団体ありますけども、共に 30 年前につくられておりました、組合自体、新規加入が認められない、いわゆる排他的要素が強い事がありまして、また個人のプライバシー保護に問題があること等の問題が指摘されだしております。将来的には、廃止する方向で検討していかねばならないと思っておりますけども、ここで急に廃止となれば、やっぱり収納率の低下とかそういったことも考えられますので、当分の間やっぱり存続していかねばならないだろうということでもあります。存続していくためには、やっぱり、対象税額の統一だとか奨励金交付基準の統一だとか支払い上限の設定だとか構成世帯数基準の設定だとか、そういった 4 町村統一した基準づくりが必要なのではないかというところでございます。

さらに前納報奨金についてでございますけども比較的金銭に余裕のあるいわゆる高額納税者が利用しやすい制度であること。企業等の他町村の方の制度利用が大変多かったということ。給与から天引きされる特別徴収者とか、口座振替納税者が適用を受けられない等、色んな問題点とか不公平感が指摘され、阿蘇町といたしましては、平成 13 年度で廃止した経緯がございます。廃止後におきましては、何ら問題点も出ておりませんし、収納率等にも何ら変化をみておりません。またこれを復活するということになりますと、現在阿蘇町でもその時に 2,500 人ぐらいの制度利用者がおりました。これを復活するということになりますと、やっぱり事務量的にも混乱をきたしますし、また専門職員として 1 人増やさねばならないそういった対応等をしなければならぬということでございます。誠に申し訳ないと思っておりますけども、前回同様の提案になりますけど、できましたら前納報奨金制度につきましては、廃止の方向でもう 1 回ご検討いただけないかということでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） 従来どおりいうことの阿蘇町さんの提示でございました。他の町村さん何かこれについてご質問、ご意見、ご提議ございませんか。ないようでしたら一応後日の再協議ということにしたいと思っております。よろしゅうございますか。

事務局次長（大塚） すいません、補足をしときます。前回の時に一の宮町さんと産山村さん、波野村さんにつきましては、この全期前納報奨金につきましては、原案のとおりということでございましたので、本日阿蘇町さんのほうからご意見ございましたけどもそこでまた意見の食い違いがございましたので、よろしければこの件につきましては、後日再検討ということをお願いできませんでしょうか。その間にうちの方でまた色々調べていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） 今、事務局の案が出ましたが、事務局の案でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それではこの件につきましては、全期前納報奨金等々につきましては、また後日の協議事項ということにさせていただきたいと思っております。

協議第 15 号（継続）姉妹都市の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次、協議第 15 号、姉妹都市の取扱いについてということですが、前回の意見を踏まえまして、案の 2 の修正案を追加したわけですが、できれば案の 2 で協議お願いしたいと思います。前回の各町村の意見は、一の宮が一度白紙に戻して新市によって検討する。阿蘇町は一度白紙に戻して、必要あれば新市で検討と。産山村は一度白紙に戻して必要であれば新市で検討。波野さんは原案どおり継続でお願いしたいということでした。これで波野村の意向を確認。あるいはまた事務局としては修正案のとおり了解があれば決定。

事務局次長（大塚） 申し訳ございません。資料の 1 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、姉妹都市の取扱いについては、前回の案が案の 1 で姉妹都市については、現行どおり新市に引き継ぐものとするというふうに出しておりましたが、今、会長からお話がありましたとおり、各町村の意見が出たところでございますけども、今回案の 2 の姉妹都市については、新市において新たに存続について検討するという提案を事務局のほうからさせていただきました。前回の意見を踏まえたところの提案でございます。ただ波野村さんにつきましては、前回原案どおりでお願いしたいというご意見がございましたので、この調整案でよろしいかどうか、そのあたりの確認をお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） 一の宮さん、産山さん、阿蘇町さんについては、白紙に戻して新市で検討ということですが、波野村さんの原案どおりということは、新市においてということですか。この件について何かご意見ございませんか。案の 2、姉妹都市については、新市において新たに存続について検討するという案の 2 でございますが。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 新たにということは、白紙に戻してというらえ方でよろしいんですか。

阿蘇町（家入澄雄君） 波野村の意見を聞いてもらえますか。

会長（河崎敦夫） 町村と、お名前を。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の家入でございます。この件については、産山さんでしたが、産山さんがタイとの姉妹提携をそのまま新市でも続けたいという意見でございましたので、産山さんの意見を拝聴したいと思います。申し訳ございません。姉妹都市の方は、波野村の方と言われましたですね。産山さんは、国際交流でタイ国ということで、波野村さんの意見をお聞きしたいですが。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤としましては、この姉妹都市についてはですね、これは提携をして何年ぐらい経ちますが、ちょっと私も年数は忘れておりますが、特に中学校関係のですね交流をやっておるわけでありまして。今年に行く予定でありましたが、テロ事件がありまして、韓国に行ってなかった結果が出ております。

従っていずれにせよそういう提携をしておる以上、今後もですね、今まで以上にこれはやっていく必要があるんじゃないかということで、原案でお願いをいたしておるわけでありまして。しかし、ここに第 2 案として新たにという言葉が出ておりますが、我々の村としては、是非これは、新たなるものではなくして、いわゆる前向きに考えてもらいたいということをお願いをいたしております。ですからこれは、従来どおりの村としての意見はまとまっております。以上です。

事務局次長（岩瀬） 事務局から第 2 案のですね補足説明をさせていただきます。第 1 案と第 2 案の違うところは、新たにというのが入った分でございますけれども、この新たにということを加えましたことにつきましては、現在、姉妹都市を提携して盛んにやっておられるところもあるし、また事情が変わって、ここで 1 回すべてを白紙に考えたいというところの事情もございまして。ですから継続すべきのところは、継続して新しい市に持ち込んで、そして止めるところは、合併

までにそこで清算といいますが、色々手続きをしてきて、そして新しいところでまた存続が必要なのは存続するということの意味でございますのでこの分が新たに追加した分でございます。

会長（河崎敦夫） 姉妹都市の取扱いについては、それぞれまだ温度差があるようでございますので、再協議ということにもっていきますか。どうですか。

〔「やむおえんですね」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 波野さんどぎゃんですか。後藤さん。

波野村（後藤新一君） 先程ちょっと松村委員さんのほうから質問がありました。いや小笠原さんですか。新たにということは、白紙に戻してやりますという答えではなかったですか。そう答えませんでしたか。ちょっとそれでは困るんです。今の段階では、そういうふうに聞いたんですがいかがですか。いずれにせよそういうふうに私が聞きましたんで、そう申し上げたんですが。これは先程事務局長から説明がありましたように、その報告であれば別に問題ございません。

事務局長（岩瀬） はい、会長。

会長（河崎敦夫） 事務局。

事務局長（岩瀬） 事務局からご説明申し上げます。先程小笠原委員さんから一度白紙に戻してという言葉の確認をいただきました。これは、前回協議の結果でございます。前回の時点では、白紙に戻すということについては、先程事務局からお答えしましたような内容をくんでおりました。しかしまた、別の委員さんからすべて白紙に戻すのではなくて、継続すべきものがあるのじゃないかと。それからすべてを持ち込んでもまた困るのではないかとということを含めて、ここに「新たに」というのが入りました。現在使っております「新たに」という言葉につきましては、継続すべきもの、見放すべきもの、すべてを含んで新たに検討するということです。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 小笠原です。今の事務局の説明で十分納得できました。ある程度申すれば、もう良かっじゃないかというような所も多分にある。表だつては言えないけれども、もうちょっと負担が多いとか、効果が出ないだとかという所もあるのではないかという気もいたします。

そういうことで、なるだけこの問題あまり先送りせずに、それぞれの町村で是非、協定をしないとか、白紙に戻したい部分と継続したい部分というのは、ある程度見当をつけていただければ有難いなどそのように思っております。

会長（河崎敦夫） 波野さんからのご意見は、継続再協議ということでございますが、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） ではそのように。

阿蘇町（松永 勲君） 阿蘇町の松永ですが、ただ今事務局から説明されたのは、継続するもの、あるいは廃止するもの含めて清算をし、新たにまた新市でそのことも含めて検討しましょうということですから、案2でいかがですかね。波野さんの了解が得られれば、だいたい4カ町村同じになっていくと思いますが。

阿蘇町（高藤拓雄君） 高藤でございます。阿蘇町でございます。私どもの考えといたしましては、姉妹都市というのは、市と町とか、町と町とか、そういった一つの自治体と一つの自治体が結ぶ交流の契約でございます。今度は、こちらの自治体の実態が全然変わるわけでございますので、今までのそういった交流事業につきましては、国際交流事業として続けていく必要はあるというふうに思いますけれども、自治体と自治体が結ぶ契約については、やっぱりこちらの自治体の実態が変わるから新たに結んでいく、そういったことが必要なんじゃないかという考えでございます。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤ですが、この第2案ですが、これについては、良いと思ひ

ますが。ただ、さっき言ったように、はっきり文言を出していただきたいと思っております。新たに存続とか廃止とか含めて検討をするということで文言を少し入れてもらえば、十分事足りはしないかなあと、納得できるのではないかというふうに感じますが、その方向でいってもらえば、そういう文章をちょっと入れてもらえば、私どもは2案で良いと思います。

会長（河崎敦夫） 正直1案も2案もたいして変わらんとするばってん。

事務局次長（大塚）1案のほうは、現行どおりという言葉が入っていたものですから、そのまま引き継ぐというようなことで、前回の協議会の中では、こだわりがあったと思います。案の2は、先程事務局長が言いましたようなことでございますので、清算するものは清算し、存続するものについては存続するというのでそれを調整しながら新市において具体的にそこを決めて引き継ぐものについては、また引き継いでいくというようなことでございます。ですから意味あいとしては、案の2の方が前回の各町村のご意見を反映しているような形で修正しているつもりでございます。是非よろしければ案の2の方でお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） 文言の訂正は、後藤さんどこをどうね。

〔「よございます」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 産山、井さん。

産山村（井 正明君） 産山村 井正明です。今、波野さんのご意見を、後藤委員さんのご意見をお伺いしておりますと、1案で姉妹都市については、現行どおり新市に引き継ぐものとするということを選択しておりますが、そのお話の内容からすると、子供たちの交流をやっているからその子供たちの交流事業を積極的に今後も存続させていきたいというふうに私なりに受け取ったんですが、そうであるならば、協議第16号の国際交流事業の取扱いについてということの中で、我々産山村は第2案を選択しております。この中にただし書きとして児童生徒を対象とした交流事業については、新市においても事業を実施するものとするという文言が入っております。これが次の問題に移ってしまえば大変申し訳ないと思いますが、私どもの考えでは、こういう文言のある16号というものがあるから、15号については2案で一番適当じゃないかというふうに判断しております。波野さんのほうもそういう形でご協力いただければ大変ありがたいと思います。

会長（河崎敦夫） 後藤委員さん。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。色々検討されておられますが、私どもは、私だけの気持ちで言っている訳ではないんです。私1人の委員としての考え方じゃなくして村全体のここに8名の方の委員さんがおられますが、その中で検討した結果がそういうことでございましたので、申し上げたところであります。したがって内容について私は、もう少し文言を入れて欲しいということをお願いしましたが、今までご協議なされました中身で、内容を十分事務局等から説明がありましたので、私は案2で良いと思いますのでよろしくご理解をしていただきたいと思っております。以上です。

会長（河崎敦夫） ありがとうございます。それでは姉妹都市の取扱いについては、案2でということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） そういうことで決定させていただきます。

協議第16号（継続） 国際交流事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次協議第16号、国際交流事業の取扱いについて、これは事務局お願いします。

事務局次長（大塚） 国際交流事業の取扱いについてでございます。これも前回各町村からご意見いただきましたけれど、一の宮さんのほうからは、新市において存続について検討すると

というようなことで良いのではないかということでございました。阿蘇町、産山村、波野村さんからは原案どおりということで、そういったご意見を踏まえまして、国際交流事業の取扱いについても案2の方を事務局の方は修正案として出させていただきます。

まず「国際交流事業については、新市において新たに存続について協議する。ただし児童生徒を対象とした交流事業については、新市においても事業を実施するものとする。」これを入れさせていただきます。それともう1点、国内交流事業は、どうなるだろうかというご質問が前回ございましたので、「国内交流事業については、国際交流事業の取扱いに準ずる。」という文言を合わせて入れさせていただきます。是非、案の2でご協議お願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） はい、それでは案の2ということでございますが、はい、産山、井さん
産山村（井 武也君） 産山村、井武也でございます。基本的には、私の村としては、案2の方でまとまっております。ただ先般の何におきまして、家入委員さんからお尋ねがあったようでございますが、その件につきましては、ここにただし、児童、生徒を対象とした交流事業について、新市の事業に引き継ぐという文言が入りましたので、それに準じた考え方で取扱っていただきたいという要望だけを含むをもって原案どおりということにいたしました。よろしく申し上げます。

会長（河崎敦夫） 原案どおり以外の方はいらっしやらないのですね。それでは、案2で決定させていただきます。

協議第18号 新市建設計画（将来ビジョン）について

会長（河崎敦夫） 次、協議第18号、新市建設計画についてということです。事務局から説明、報告をお願いします。

事務局次長（大塚） お手元に将来ビジョンの骨子という冊子をお配りしております。ご覧いただきたいと思いますが、キャッチフレーズが、「緑いきづく火の神の里、豊かな自然と笑顔あふれる環境観光都市を目指して」ということで入れさせていただきます。このビジョンにつきましては、2月の段階で各町村の方に一応ご回報としましてご検討をお願いしております。中身につきましては、各町村のご意見を踏まえたところで前回提案分から修正を加えまして、事務局としましてはできればこの案で各家庭にお配りするような形で考えております。一つ表紙の写真でございますが、阿蘇の五岳が写っている写真でございますが、根子岳がちょっと入っていないということで、切れているということで、この写真につきましては、若干修正を加えることにしたいと考えております。それ以外は、各町村のご意見を踏まえたところで修正して出しているところでございます。できるだけこの案のとおりご承認いただければ助かりますけれど、ご意見がございましたら、この協議の場でよろしくお願ひしたいと思います。

会長（河崎敦夫） 一の宮さんからご意見をどうぞ。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原です。原案どおりでお願いしたいと思います。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の方といたしましてもこれで結構だということでございます。

阿蘇町（小笠原徹朗君） すいません小笠原です。何度も立ちまして申し訳ございません。「世界に冠たる阿蘇」という言葉がございます。従いまして、これ全体については、結構かと思いますが、この環境観光都市を目指してというところの上に、国際的な規範とか規模、模範になるような環境都市でありたいという思いを含めまして、できればもうちょっとうーばんぎゃーに国際というような文字を一言つけていただければ、有難いなと思います。

産山村（井 武也君） 産山村の井でございます。原案どおりでございます。

波野村（後藤新一君） 波野村の後藤ですが、これにつきましても原案どおりということでそれぞれ委員さんのほうで私どもも検討していただきました。中には少し入れてもらいたいという

こともございましたので、それは説明があった時点のとおり企画のほうに申し出ておりますので何ら問題ないと、原案どおりで結構です。

会長（河崎敦夫） それぞれ一応原案どおりということでございますが、文言の挿入か何か要望がございましたならば、その点事務局は。

事務局次長（大塚） 先ほど小笠原委員さんのほうからキャッチフレーズの「豊かな自然と笑顔あふれる環境観光都市を目指して」その環境観光都市を目指しての頭に「国際」も入れて、「国際環境観光都市を目指して」というふうな修正でお願いできないかというご意見がございました。これについては、協議会の委員さんのほうでそれでよろしいかどうかちょっと協議をお願いしておきます。

会長（河崎敦夫） 阿蘇町小笠原委員さんの「国際」の文言の挿入についての提言がございましたが、そこへんのところのご意見ございませんか。よろしゅうございますか。一の宮さんよろしゅうございますか。他町村もよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは文言を挿入することに決定いたしました。

協議第 19 号 投票区の見直し・開票所の選定について

会長（河崎敦夫） 次、協議第 19 号と 20 号、21 号をまとめてそれぞれの町村さんからご意見をお願いしたいと思えます。今度は、波野さんからいきます。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤ですが、19 号の投票区の見直し・開票所の選定については、私のほうは、波野村内の委員会のほうで検討した結果、それぞれ各町村にも選挙管理委員会等がございましたので、そのへんで検討した上で結論を出そうということになっておりますので、波野の場合は 19 号はそういうことでございます。

会長（河崎敦夫） 19 号は持ち越しですね、産山さん 19 号。

産山村（井 武也君） 産山は 19 号、原案どおりでございます。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町です。阿蘇町も現在ほとんどの選挙、同じ投票所でやっておりますので原案どおりで結構でございます。

会長（河崎敦夫） 原案どおりということは、現状どおりということですか。

阿蘇町（高藤拓雄君） 現状どおりです。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮町の笹原です。投票区の見直しにつきましても一の宮は、原案どおりでお願いします。

会長（河崎敦夫） 4 町村よろしゅうございますか、こういうことで。はい、次は、20 号。

波野村（後藤新一君） 波野村だけが少し意見が変わっておりますが、私どもは、選管の意見を聞いた上での判断ですから、そのへんがまだ上まで上がって来てないわけですね。選管が検討した結果が。そのへんがありましたから継続といった形になると思えます。よろしく申し上げます。

事務局次長（大塚） 前回の調整案の説明だけをもう一度させていただきたいと思えます。投票区の見直しや開票所の選定については、合併までに調整するというような提案を前回させていただいております。今、3 カ町村が原案どおりということでございました。この主旨は、合併までの調整は、当然選管のほうに下ろしまして、具体的なことについては、選管のほうでつめていただきたいという主旨を含んだものでございました。ただ、その点につきまして確認を選管のほうでされた上で、また協議したいというお話でございましたので、継続という形で構いませんけれど、前回事務局から説明しました主旨はそういったことでございます。

会長（河崎敦夫） 今日までに検討してくれということだったろ。

事務局長（岩瀬） 事務局の岩瀬でございます。現在のこの 19 号の案につきまして、実際この

ような調整案が今後も作られていきます。投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整するという言葉を使っておりますけれども調整項目は、当初皆様方にお知らせしたとおりでございますけれども、この協議会で合併という方向に向かった時に合併までに調整するということは、それまでに事務局あるいは町村役場の職員の方達で、新しい市や町が動き出した時にどのようになるかということ想定して作り上げるという作業が残っています。ですからこの合併までに調整するということは、それまでの作業を含んで今、ご意見いただきました選挙管理委員会における会議もしなければいけませんけれども現在いつまでにするということはわかっておりませんが、そのような過程がある程度のここでの協議会は、専門員のところは括って任せようじゃないかというようなことは、いかがでしょうかという案になりますので、どうぞお含みいただきたいと思います。

波野村（後藤新一君） はい、中身はわかっております。しかし村としては、選管の意見を十分尊重するということが今までできておるから、今まで選管で委員会を開いて説明をして結果が出ておれば別に私は問題ないと思いますが、そのへんだけをまだ残っておるわけです。大変申し訳ないと思いますが、継続で一つ、この次はこうなってくると思います。結論的にはこうなってくると思いますが、やはり順序を踏んで協議して持って上がらんとですね、後で過ちの元になりますからお願いします。

会長（河崎敦夫） 波野さんはそういうことでございますが、他の3町村さんよろしゅうございますか。波野さんの決定を待つことにいたします。

協議第20号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 次、協議第20号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。一の宮さんから。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原です。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、一の宮は、農業委員会の委員の定数については第1案を採用する。委員の任期については、事務局提案とする。

会長（河崎敦夫） 阿蘇町。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町も一の宮さんとまったく同じでございます第1案を採用し任期につきましては、合併特例法を適用するというところでございます。

会長（河崎敦夫） はい、産山さん。

産山村（井 武也君） 産山でございます。任期については、原案どおりで、委員の定数につきましては、案2でお願いしたいと思います。この件につきましては、農業委員会の正副会長さん方に再度協議を願って決定していただければなお結構かと思っておるわけでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。委員会の委員及び定数については、今までございましたように案1でお願いしたいと思います。それから委員の任期については、原案どおりということをお願いいたします。以上です。

会長（河崎敦夫） ご意見は産山村さんが違う、案2ですね。それでは継続審議でよろしゅうございますか。何か意見はございませんか。

産山村（井 正明君） 産山の井 正明です。産山村は、産山村の委員長が申し上げましたとおりでございますが、今までも農業委員会の正副会長さんが協議をされて、いくつかの案が出てきておりますし、今後もできるものなら農業委員会の正副会長さん方が検討していただいて、結論が出た段階でここで決定していただければ、なお幸いなことだと思っております。以上です。

会長（河崎敦夫） 現農業委員の正副会長さん2名ずつ8名で会合を開いていただいてという

ことですか。はいどうぞ。

波野村（市原正次君） 波野の市原です。会合は4回ほど開いております。この案を2つ出したわけですが、波野としては、案2だったんですけど、農業委員会が私のところ3月3日にありまして、その始まる前に私の方から産山の事務局のほうに農業委員会の事務局のほうにお電話したんですけど、産山は案1ということを知ったもので、波野だけが反対してもという考えで、私の農業委員会の方は、色々審議をいたしました。一応案の2で通してもいいんじゃないかと言ったんですけど、波野だけがいつまでももめとったらいかんということで先を行ったわけです。そういう経過がございますので、私が産山の農業委員の会長さんとお話をしておりません。ということでこれ継続させていただければと思います。よろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 継続ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは協議第20号の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、継続ということにいたします。

協議第21号 学校教育関係の取扱いについて

次は、協議第21号学校教育関係の取扱いについてを議題といたします。それぞれの町村からご意見をお願いしたいと思っております。まず一の宮さん。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原です。学校教育関係の取扱いにつきましては、一の宮は、原案どおりです。

会長（河崎敦夫） 次、阿蘇町。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤です。阿蘇町といたしましても原案どおりで結構でございます。

会長（河崎敦夫） 産山さん。

産山村（井 武也君） 産山でございます。原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野も21号については、原案どおりで結構です。

会長（河崎敦夫） 珍しいな。それでは協議第21号は原案どおり決定します。それでは次回の協議会の協議事項でございますが、事務局から説明報告を。5分間休憩ということでございますが、せつぱくなら10分にします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

事務局長（岩瀬） この後、審議に移らせていただきます。よろしく願いします。

会長（河崎敦夫） 引き続き協議会を始めたいと思っております。次回の協議事項についてでございますが、事務局の方からご説明願います。

議題（2）提案事項 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

事務局次長（大塚） それでは次回の協議事項について事務局の方からご説明をさせていただきます。A3の横広の紙をご覧ください。この具体的な調整案のところをご説明をさせていただきます。まず協議の1番目が財産及び債務の取扱いについて、これは財産等についてでございますけれども、資料はページの6ページ目から12ページ目までになります。6ページ目の財産区の取扱いでございます。今一の宮の方に財産区が設置されておりますけれども具体的なやつがそこに書いてあります。調整案としましては「新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮町の財産区については、そのまま存続し事務においても新市に引き

継ぐものとする。」という打ち合わせでございます。合併により一つの市となることになりまして、財産についてもそのまま新市に引き継ぎたいという意向で気持ちでございます。

次、8 ページ目を見て下さい。部落有林等の取扱いについてということでございます。で、純粹な部落有林につきましては、今回は協議の別になりますけども、「部落有林等については実態を調査し新市に引き継ぐものとする。」という調整案をだしております。各町村の権利義務に関わるものにつきまして、まだ現在調査中のものがございます。そういったものにつきましては実態を調べた上で、その情報を新市に引き継ぐというような調整を行います。

次、9 ページ目をお開き下さい。9 ページ目は町村有財産取扱い全般でございます。具体的には 10 ページ目以降に総括的な表をつけております。で、町村有財産の中で「行政財産については新市において、新市に引き継ぐものとする。普通財産の山林、原野についてはその保全に努め、使用、処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。」という調整でございます。以上が財産及び債務の取扱いについて、財産区等の調整案です。

提案事項 一般職員の身分の取扱いについて

事務局次長（大塚） 続きまして一般職員の身分の取扱いについてでございます。資料は 13 ページ目から 21 ページ目になります。13 ページに総括表をつけておりますけども、個別に行きます。14 ページ目をお開き下さい。現職員の新市への引継ぎということで「合併特例法第 9 条第 1 項の規定に基づき、引き続き新市の一般職員として引き継ぐものとする。」というふうに調整案をだしております。そこに具体的な職員定数と、今現在おります職員実数を記載しております。15 ページ目をお開き下さい。15 ページ目は職員定数についてでございます。職員定数は先ほど言いましたように定数の方をそこに記しておりますけども、実数がかかり各町村の方でかなり抑えて採用されておるところでございます。その課題、問題点のところをご覧いただきたいと思っておりますけども、4 町村の普通会計職員数の合計は 13 年 4 月 1 日現在で 443 人と県内の同人口規模である水俣市、山鹿市の職員数より 120 人程度いま多くなる予定でございます。で、ただ、当然 4 町村合併しますと面積も広くなりますし、支所等を設置するかどうかの議論がこれから行われてきますので、一概に合併時に 120 人減らせるということではございませんけども、現状でそういった企画がされております。調整案としましては「職員定数は、合併時の職員実数とし、合併までに新規採用を控えるとともに、合併後の職員数については、定員モデルおよび類似団体の定員を目標に定数適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」という調整案でございます。

次、16 ページをお開き下さい。16 ページには職員の年齢構成とラスパイレス指数等をうちだしております。真ん中あたりに 14 年のラスパイレス指数を入れておりますけれども、産山村さんがラスパイレス指数は非常に低い状況に今なっておりますところでございます。で、職員の給与については、調整案ですけども、「職員の給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。合併時には統一を図る。」ということで調整をしております。17 ページ目は、職員の職務の給与等の表をあげております。

次 19 ページ目をお開き下さい。19 ページに職員の職務設置等についての表をあげておりますけれども、「職務設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併までに統一を図る。」という調整案でございます。19 ページ目以降はその関係資料をつけております。

提案事項 特別職等の身分の取扱いについて

事務局次長（大塚） 次に特別職の事務の取扱いについてというところでございますけども、資料が 22 ページ目から 33 ページ目になります。三役及び教育長、議会、行政委員会の委員さん方につきましては、その職の重要性から以降の調整の中で具体的な調整案を提案しております。

合併によりまして議員さん方の活動の幅も広がり責任も重くなってくることから、具体的な調整案としましては、全4町村の中で最も高い報酬等の支給を考えております。で、まず25ページ目をちょっとお開きいただきたいと思います。25ページ目は三役及び教育長の給与比較表でございます。真ん中あたりに新市(案)というようなことで提案をさせていただいておりますけれども、その新市(案)が先ほど申しました4町村の中で最も高い給与額のところでございます。右の方に山鹿市、水俣市の例をつけておりますけれども、市制施行ということでありまして、山鹿市、水俣市に比べれば安くなっております。しかし以前、市を目指す部分で協議の中でもご意見がございましたけれども、類似の市に比べますと安くなりますけれども、市になったからそこを引き上げるというのは、行財政の効率化という合併の趣旨からも住民の理解が得られないんじゃないかということで、現4町村の需要の中で合併時の給料等の調整をさせていただきました。で、合併後につきましては、多分合併町村の例を参考としながら通常の形で報酬審議会を開いていただいで検討して、お願いしたいと考えておりますけれども、合併時の給与等につきましては、4町村の中で最も高い報酬額で調整案をだしております。

同じく28ページ目をご覧ください。28ページ目は議会、教育委員会、選挙管理委員会、議会等いわゆる行政委員会の議員さん達の報酬を同じく表にさせていただいております。これも具体的な額につきましては4町村の中で最も高いものにあわせさせていただいている所でございます。その新市(案)という真ん中のところでございます。で、山鹿市、水俣市に比べれば、これもやはり低い額になりますけれども考え方は先ほどお話ししたとおりでございます。

ちょっと戻りますけれども22ページに戻っていただきたいと思いますが、全体の地方措置法の中で特別職の組織体制というので「三役及び教育長の人数、任期については各法令の定めるところによる。」というふうに書き入れさせていただいております。

各法令につきましては23ページ目、24ページ目に関係法令をつけております。地方公共団体の長、それと助役、そして各種委員会の委員さん、そういった方たちの定数と任期につきまして、関係の法令をここに記載させていただいております。基本的にはこの法令の定めるところによって任期、定数については法令の定めるところで今後調整していきたいというふうに思っております。

それと資料の29ページ目をお開き下さい。これは非常勤の特別職の身分及び報酬等についてでございますけれども、「行政委員会の委員数、任期は法令の定める所による。」これは調整案は先ほどと同じようなことでございます。「報酬額は、阿蘇町の例により支給、農業委員会については、波野村の例により支給。」というふうに、農業委員会報酬については波野村のほうが一番高いようですので、そういった入れ方をさせていただきました。そして「合併後新市の特別報酬等審議会において検討する。」ということは、先ほどと一緒にございます。それと「付属機関、その他の特別職につきましては必要のあるもの、新市に設置する必要があるものについては新市に新たに設置する。人数、任期、報酬額は、合併直前の額をもとに合併時に調整する。」非常勤につきましてはこういった調整案で加えさせていただいております。

30ページ、31ページ目は具体的な現行の非常勤特別職の報酬額でございます。それと33ページ目に消防関係をつけておりますけれども、これは消防団の報酬等を参考にあわせて示させていただくために付けさせていただいたものです。調整の中身はBランクですので、町村長会等で調整を行っていききたいと考えております。

提案事項 事務機構及び組織の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次が34ページ目をお開き下さい。34ページ目から41ページ目が事務機構及び組織の取扱いについてということでございます。で、部課制等組織の展開につきましては調整案としまして、そこに書いてありますのは現行の体制を人数等につきまして、すべて書いて

おります。39ページ目、40ページ目には今の各町村の組織体制も合わせて入れさせていただいております。あとでご覧いただきたいと思います。調整案としましては34ページ目にありますとおり「新市の組織、機構は計画的な定員管理を行いつつ、新市における組織、機構の整備方針に基づき、段階的に整備するものとする。」というふうに調整案をだしております。この整備方針につきましては、ページの41ページ目をお開き下さい。41ページ目に事務機構及び組織の取扱いということで整備方針をここに書かせていただいております。まず(1)新市の組織については住民サービスが低下しないよう十分配慮する。(2)新市の組織、機構の整備については「新市における行政組織、機構の整備方針」に基づき整備する。この部分のところが整備方針でございます。新市における行政組織、機構については合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限にいかすため、できる限り組織、機構については合併の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織、機構については次の事項を基本として整備する。(1)市民の声を適正に反映することができる組織、機構(2)市民が親しみやすく、利用しやすい組織、機構(3)責任の所在が明確な組織、機構(4)指揮命令系統がわかりやすい組織、機構(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構(6)行政課題に即応できる組織、機構(7)簡素で効率的な組織、機構(8)現有庁舎を有効利用できる組織、機構(9)緊急時に即応できる組織、機構。こういった整備方針に基づきまして今後具体的な組織、機構については検討を加えたいということでの調整案でございます。

提案事項 消防団の取扱いについて

事務局次長(大塚) 長くなりますけど、次は消防団の取扱いについてでございます。42ページ目でございます。消防団の実態につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。調整案としましては「4町村の消防団は合併時に統合する。団員定数は合併直前の定数を引き継ぐ。班長以上幹部の任期は4年とする。但し再任は妨げない。消防団の組織は、合併までに再編する。」そういった調整をさせていただいております。それにつきましては一度消防団長さんたちの会議を開かせていただきましたけれども、これについてのご意見をもとに調整し再度協議の終わりをまして、また開かせていただきたいと考えております。

提案事項 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次、43ページ目が人権教育、同和対策事業の取扱いでございます。人権教育、同和対策事業につきましては、具体的調整につきましてはBCランクになっておりますけれども、基本的項目の中に1項目を設けておりますので、その一番上になります調整の内容の部分を記載をさせていただきというふうに考えております。「人権教育、同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

各種協議会、委員及び専門職員等の配置等については組織の再編、設置、検討を行い、取り組むものとする。隣保館、集会所等の関係施設については引き続き新市において管理運営を行うものとする。その他人権教育、同和対策事業関係については国、県、他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。」こういった形で人権教育、同和対策事業についての調整内容をあげさせていただいております。下のほうは今現行の各町村の実態を記載させていただいております。

提案事項 保育事業の取扱いについて

事務局次長(大塚) 次、保育事業の取扱いについてでございますけれども、45ページ目から61ページ目になります。それと長ございまして、簡単にいかせていただきまして、まず45ページ目が保育料の取扱いでございます。46ページ目に現在の保育所の徴収金の基準額表をつけております。これはここで比較表でいれさせていただいておりますけれども、この保育料につつま

して「保育料の階層区分については次の基準を参考にし合併時に統一する。また徴収金基準額については合併時まで統一に向け調整をする。」ということで調整案をだささせていただいております。部会としましては合併までにある程度審議した上で統一が可能ではないかというふうな考え方をしております。49ページ、50ページまではこの関係の資料です。

次 51 ページをお開き下さい。51 ページ目が延長保育の取扱いですが、公立保育所の開所時間については7時半から開所している部分と8時半から開所している部分がございます。この「開所時間については、合併時に統一をしたいということでございます。ただし延長保育については地域性を考慮して実施したい。」ということで調整案をいれさせていただいております。

次 53 ページ目以降でございますが、53 ページが保育業務の取扱いです。保育業務につきましては「合併までに各町村において地域の实情に合わせた対応策を講じ、合併時にはそのまま新市に引き継ぐ。」というような調整案をださせていただいております。53 ページ目から 61 ページ目までに細かい具体的な調整項目を出させていただいておりますが、53 から 61 ページ目までの調整案につきましては、「現行どおり新市に引き継ぐ。」というような形で、総括表の方にはまとめさせていただいております。個別に保育業務の取扱いと、あと私立保育所の個々の取扱い、広域入所の取扱い、特別保育の取扱い、保育施設の取扱い、それと児童館利用等の取扱い、学童保育事業の取扱い、以上のことについては「現行のとおり新市に引き継ぐ。」というような調整案を総括的にださせていただいております。個別の調整案につきましてはまたそこに書いてあるような形でございます。

提案事項 その他の福祉事業の取扱いについて（社会福祉協議会等）

-2 その他の福祉事業の取扱いについて（敬老会等）

事務局次長（大塚） 次、その他の福祉事業の取扱いについてということで、二つ、残り二つでございますが、一つは社会福祉協議会の取扱いということです。社会福祉協議会につきましては 62 ページ目から 70 ページ目まででございますが、社会福祉協議会が現在行っているような事業をすべてそこに書き出しております。で、調整案としましては「社会福祉協議会は社会福祉法に基づき合併時に統合する。なお、統合に当たっては社会福祉協議会合併協議会を設置し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整する。」具体的調整につきましては社会福祉協議会の代理者同士で、この合併協議会みたいな協議会をつくっていただいてから、社会福祉協議会のほうですべてしていただきたいというふうな考えをしております。そういった提案でございます。社会福祉協議会合併協議会を設立し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整するという提案でございます。

最後になりますけれどもその他の福祉事業の取扱いについて、66 ページ目をお開き下さい。今のその他の福祉の関係で 66 ページ目が民生、児童委員会の関係になります。「合併時の民生児童委員会は旧町村で厚生労働大臣より委嘱されて、在任期間を有する委員で構成することとする。」具体的には現委員さんの任期が平成 16 年の 11 月末までとなっております。で、16 年の 12 月からまた新たな任期が始まるということで児童民生委員の任期が 3 年間となりますので、合併がはさんで 3 年間の時期があるということになります。で、合併時点ではその任期の残ってらっしゃる委員さんで児童民生委員を構成するというような形の文言でございます。で、「任期が満了したあとにつきましては、委員の定数については新市の世帯数による県の配布基準に基づき、新市において知事と協議する。」というふうに書いてあります。児童民生委員の定数につきましては市町村長の申し出に基づきまして、知事が決議する事になっておりますので、知事との協議が必要になります。そういったものもいれさせていただいております。

次、災害見舞金 67 ページですが、67 ページ目の災害見舞金については、今の現状をここに付けさせていただいておりますが、阿蘇町及び波野村の条例等を基準に調整し、合併時に

統一を図る。」という調整案でございます。

それと 69 ページ目の旧軍人、遺族等の取扱い。戦没者援護事務ですけど、これは「国の制度でありますので、そのまま新市に引き継ぐ。」という調整案です。70 ページ目の戦没者追悼式でございますけれども、これにつきましては「合併までに運営方法について調整し、阿蘇町方式で統一を図る。」阿蘇町は現在主催を社会福祉協議会と遺族会にお願いするような形で、実際には町村が今やっております、そういった形でやっておりますので阿蘇町方式で統一したいという調整案でございます。

それと最後になりますけれども、71 ページ目から 73 ページ目の敬老会等の項目です。敬老関係事務に関しましては71 ページ目ですけども、「敬老会は新市においても引き続き実施する。なお、内容については新市において調整する。」ということでございます。それと 73 ページ目の老人クラブ助成金の支給ですけども、「新市で補助基準を新たに設定する。」とうことで調整案をだしております。で、老人クラブの連合会が各町村ございますけれども、新市における連合会を作る必要があるかと思えます。これにつきましては、主管課を通しまして担当に調整を依頼したいと思えますけれども、具体的には連合会の事務については、社会福祉協議会で行っておりますので、社協の協議の中に含まれる事となると思えます。そういった形でお願いしたいと思えます。

今お話をしましたところを、A4 版の頭の方で括弧書きの中でまとめさせていただいたところでございます。 から の 2 までハコ枠の中にまとめさせていただいておりますので、次回のご検討をよろしくお願ひしたいと思えます。量が多くなりまして申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

会長（河崎敦夫） 次回の提案事項ということで から まで事務局が説明がありました。何か質問等についてはよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議題（3）その他

会長（河崎敦夫） それではその他のことで何か質問のある方ございませんでしょうか。事務局はございませんか。その他、それでは、次回開催のことでお諮りいたします。事務局から説明願ひます。

産山村（井 正明君） 冒頭に配られました小委員会の構成であります。それは私どもも入っておりますが、この協議会で承認していただきたいと思えます。

会長（河崎敦夫） 大事な事が抜けていたようでございます。ただ今産山さんの方からご提案がございました、新市の事務所の設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会のメンバーが各町村から 3 名づつ選任されています。これを当協議会で承認していただきたいと思えます。承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それではこの小委員会におきましたこの名簿どおり、先般事務局から説明がありましたとおりの委員会、名簿で承認していただきます。委員の方々は大変ご苦労が多いと思えますけれどもよろしくお願ひいたします。

日程第 6 次回開催日について

事務局長（岩瀬） それでは次回は第 10 回になりますけれども次回のことを考えております。現在会長の方からもお話がりましたが、県議会議員選挙、そしてまた町村議会議員選挙がはじまっておりますし、4 月はそのような時期でございますが、当合併推進協議会も特例法の期限内に進まなければいけません。つきましては、事務局といたしましては 4 月の一応予定どおりということで、選ばせていただきました。4 月 8 日火曜日の午後 1 時 30 分から、この一の宮就業改善セン

ターをお借りして開催させていただくことを提案申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。日程については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長（岩瀬） 他にご連絡を申し上げます。先ほど小委員会ご承認いただきましてありがとうございました。これもかような時期ではございますけども、小委員会につきましては3月中に開催させていただきたいと思います。予定としましては、3月27日を予定しておりますけれども、これにつきましては追って正式に委員の皆様方にご連絡、ご通知を申し上げますのでどうぞよろしくお願いいたします。

日程第7 閉会

会長（河崎敦夫） 以上事務局の報告が終わりました。これでその他の協議も終了したわけですが、大変ご協力いただきましてありがとうございました。すべて議長の責を終らせていただきます。有難うございました。

事務局長（岩瀬） 以上ありがとうございました。

以上をもちまして第9回南阿蘇中部4町村合併推進協議会を閉会させていただきます。

お疲れさまでございました。

午後3時10分 閉会